

新潟県ゴルフ連盟ジュニア会員制度規約

(目的)

新潟県内に在住する子どもたちへのゴルフの普及、啓発事業を行いジュニアゴルファーの育成とゴルフの振興に寄与することを目的とする。

(事業)

1. 研修会の開催。
2. その他ジュニア育成に必要な事業。

(会員資格)

1. 新潟県内在住か在学で**小学校4年生から高校3年生までの男女。**
2. 保護者が新潟県内に在住しているか、それに順ずる方が在住のこと。
3. 担ぎ、セルフカート(手押し)によるプレーが出来る方。
4. JGA(日本ゴルフ協会)ジュニア会員制度に加入している方。
5. 新潟県ゴルフ連盟が推薦する者。

(登録制度)

新潟県ゴルフ連盟ジュニア会員登録は、新潟県ゴルフ連盟ジュニア会員加入申込書により登録すること。

(入会金および年会費)

入会金、年会費は無しとする。

(研修会費用)

その都度、徴収する。

(その他)

技術指導は行わない。エチケット、マナー、ゴルフ規則の指導を行う。

(付則)

平成22年 1月21日制定
平成29年 1月23日改訂
平成30年11月16日改訂
令和 1年11月15日改訂
令和 4年11月18日改訂